

# 海上保安庁政策評価実施要領

〔制定 平成 13 年 7 月 2 日保総政第 92 号〕  
〔一部改正 平成 15 年 10 月 6 日保総政第 238 号〕  
〔全部改正 平成 24 年 3 月 26 日保総政第 386 号〕  
〔一部改正 平成 26 年 3 月 25 日保総政第 318 号〕

## 第 1 政策評価の目的

海上保安庁における政策評価は、国民の海上保安庁に求めるニーズに基づき、海上保安庁の果たすべき使命及び達成すべき目標を明確にし、その達成度を評価し政策に反映させていくことにより、「企画立案 実施 評価 政策の改善・反映」というマネジメントサイクルを確立することを基本的考え方として、以下の目的の達成に向けて実施するものとする。

- 1 国民に対する行政の説明責任を徹底する。
- 2 職員の意識の向上を図り、効率的な職務遂行体制を確立することにより、質の高い行政サービスを提供する。
- 3 国民的視野に立った成果重視の行政サービスを提供する。

## 第 2 政策評価の方式

海上保安庁における政策評価の方式は以下のとおりとし、それぞれの評価の実施に当たっては、国土交通省政策評価基本計画、国土交通省事後評価実施計画に定めるもののほか、以下の評価方式ごとに定められた実施要領等（当該実施要領等に基づき実施細目等を作成している場合は、当該実施細目等も含む。）に基づいて行う。

### 1 基本的な 3 つの方式

| 評価方式                  | 実施要領等         |
|-----------------------|---------------|
| 政策アセスメント<br>（事業評価方式）  | 国土交通省政策評価実施要領 |
| 政策チェックアップ<br>（実績評価方式） |               |
| 政策レビュー<br>（総合評価方式）    |               |

## 2 政策の特性に応じた方式

| 評価方式                      | 実施要領等   |
|---------------------------|---|
| 個別公共事業の評価<br>(公共/事業評価方式)  | 国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領<br>国土交通省所管公共事業の再評価実施要領<br>国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領                                |
| 個別公共事業の評価<br>(非公共/事業評価方式) | 国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領<br>国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領<br>国土交通省のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領 |
| 個別研究開発課題の評価<br>(事業評価方式)   | 国土交通省研究開発評価指針   |
| 規制の事前評価(RIA)<br>(事業評価方式)  | 規制の事前評価(RIA)に関する国土交通省政策評価実施要領   |
| 租税特別措置等に係る評価<br>(事業評価方式)  | 租税特別措置等に係る政策評価に関する国土交通省政策評価実施要領   |

## 3 実施手順

- (1) 各課等は、前記1及び2の各評価を実施するに当たり、対象とする各施策等ごとに、所定の様式により評価原票を作成し、総務部政務課政策評価広報室(以下「政策評価広報室」という。)に提出する。
- (2) 政策評価広報室は、各課等から提出された評価原票の記載内容について、施策相互の整合性を図るとともに、客観性が担保されているか、国民に分かりやすいものとなっているかに重点をおいて審査する。
- (3) 政策評価広報室は評価原票をとりまとめ、国土交通省政策統括官に提出するとともに、庁内の予算、制度担当課に通知する。

なお、学識経験者等、第三者の専門的知見からの助言を得て行うこととされている評価については、政策評価広報室は当該助言を踏まえて評価原票をとりまとめる。

### 第3 海上保安庁の業務全般に関する計画の策定及び評価

海上保安庁の業務全般に関する計画を策定し、以下の手続きにより政策の評価を実施する。

## 1 策定する計画

- (1) 海上保安政策全般にわたる実績を評価するため、海上保安庁の業務を体系的に整理し、業績目標（中長期的な個別の業務目標）、業績指標（業務の達成目標）及び目標の達成のための具体的な施策等を盛り込んだ計画を策定するものとする。
- (2) 策定する計画は、向こう概ね5年程度を視野に入れた海上保安業務遂行計画（以下「遂行計画」という。）とし、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じ適宜見直すものとする。
- (3) 遂行計画の取りまとめは、総務部政務課で実施する。

## 2 遂行計画の評価

- (1) 毎年度末、遂行計画における各施策の実施状況や問題点等の把握を行い、必要に応じて次年度における取り組み等の検討を行う。
- (2) 遂行計画の計画期間最終年度においては、国土交通省が行う政策チェックアップに準じた手法により、遂行計画の達成状況の評価を行う。
- (3) 前記(2)の評価については、次期の遂行計画策定に適切に反映させる。
- (4) 前記(1)及び(2)に係る状況把握及び評価の取りまとめは、政策評価広報室で実施する。

## 3 留意事項

業績指標は、定量的なものであることが望ましいが、社会経済情勢等外部要因から多大な影響をうける業務特性等から、数値指標の設定が困難なものがある。このような政策については、業績指標を定性的に設定し、その指標と実施施策の関係を明らかにした上で、施策の実施状況を継続的に測定する等により、当該指標の達成状況を評価する。

## 第4 学識経験を有する者の知見の活用

海上保安庁における政策評価の客観性を確保し、評価の質を高めるため、必要に応じ、学識経験者等で構成する「海上保安庁有識者懇談会」を開催し、以下の事項について意見、助言を求める。

「海上保安庁有識者懇談会」の庶務は政策評価広報室において処理する。

- (1) 海上保安庁が行う政策評価に関すること。
- (2) 評価結果の政策の企画立案への反映に関すること。

## 第5 評価結果等の公表等

### 1 公表内容等

- (1) 政策評価に関する以下の情報を公表するものとする。
    - イ 海上保安庁政策評価実施要領
    - ロ 第2の1及び2に掲げる各評価方式の評価結果
    - ハ 遂行計画及びその評価結果
  - (2) 公表方法  
公表に当たっては、報道発表、インターネットのホームページへの掲載、窓口での配布など、国民が容易にその内容を知りうる方法により行う。
- 2 公表内容等に関する外部からの意見・要望等を受け付ける窓口公表内容等に関する意見・要望等の窓口は政策評価広報室とする。

## 第6 庁内体制・手続等

### 1 海上保安庁戦略会議

- (1) 政策評価に関する主要事項を決定するため、長官を始めとする庁幹部で構成する「海上保安庁戦略会議（以下「戦略会議」という。）」を設置する。
- (2) 戦略会議は、長官、次長、海上保安監、各部長、首席監察官、総務部参事官及び総務部政務課長をもって構成する。
- (3) 戦略会議は、次に掲げる事項を協議する。
  - イ 遂行計画の策定に関する事項
  - ロ 遂行計画の評価に関する事項
  - ハ その他必要と認める事項
- (4) 戦略会議は、遂行計画を策定及び評価する場合その他必要のある場合に開催する。
- (5) 戦略会議の議事の進行は、総務部政務課長が当たる。
- (6) 戦略会議に付議する議案については、事前に政策評価連絡会で協議するものとする。
- (7) 戦略会議の庶務は、政策評価広報室において処理する。

### 2 政策評価連絡会

- (1) 政策評価の円滑かつ的確な実施を確保するため、各部代表で構成する「海上保安庁政策評価連絡会（以下「政策評価連絡会」という。）」を設置する。

- (2) 政策評価連絡会は、総務部政務課長、政策評価広報室長、人事課長、教育訓練管理官、主計管理官、情報通信課長、国際・危機管理官、装備技術部管理課長、警備救難部管理課長、海洋情報部企画課長及び交通部企画課長をもって構成する。
- (3) 政策評価連絡会は、次に掲げる事項について協議する。
  - イ 遂行計画の策定に関する事項
  - ロ 遂行計画の評価に関する事項
  - ハ その他必要と認める事項
- (4) 政策評価連絡会は、遂行計画を策定及び評価する場合その他必要のある場合に開催する。
- (5) 政策評価連絡会の議事の進行は、政策評価広報室長が当たる。
- (6) 政策評価連絡会の庶務は、政策評価広報室において処理する。

### 3 実施体制

海上保安庁においては、政策評価広報室、各部及び各課等が、互いに相互牽制と補完が働くよう留意しつつ、以下のような役割分担の下、政策評価を実施することとする。

- (1) 各課等が、その所管する政策について自ら評価案を作成する。なお、複数の課等の施策等が相互に関係する場合は、関係課等で協議の上、政策主務課を設置することとし、政策主務課が評価案を取りまとめる。
- (2) 評価案を各部で調整の上、政策評価広報室に提出する。
- (3) 政策評価広報室は、評価案の審査を行い、海上保安庁全般の評価案を取りまとめる。